



2021年7月13日

各 位

会 社 名 昭和ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長兼最高経営責任者
 此下 竜矢
 (コード番号 5103 東証第二部)
問合せ先 取締役兼最高執行責任者兼
 最高財務責任者 庄司 友彦
 (TEL. 04-7131-0181)

**(経過報告) シンガポールにおけるJTrust Asia Pte.Ltd.による
Group Lease Holdings PTE.LTD. に対する損害賠償請求について**

JTrust Asia Pte.Ltd. (以下、JTA) が Group Lease Holdings PTE.LTD. (以下、GLH) に対して、シンガポールの裁判所において提訴していた損害賠償請求申し立てにつきまして、2020年10月6日に控訴審の判決が下されましたが、その支払いが完了しましたのでお知らせいたします。

1. 訴訟の経過報告

Jトラスト株式会社の子会社であるJTAは、当社連結子会社Group Lease PCL (以下、GL) の転換社債 (合計2億1千万U S ドル・日本円約221億円、(第1回3千万U S ドル・日本円約31億円、第2回1億3千万U S ドル・日本円約137億円、第3回5千万U S ドル・日本円約52億円)) を引き受ける等をしておりましたが、JTAは、GL及びGLH等が投資を促すために、同社グループの財務諸表を改ざんし、GLが健全な財政状況であると誤解させ、投資家等に損害を与えたということを理由として、GL及びGLHに対し損害賠償請求を求めべく、GLはタイ王国において、GLHはシンガポール共和国においてそれぞれ訴訟が提起されていたものです。

2020年2月12日にお知らせいたしました通り、初審では、JTAの主張は全面的に棄却されましたが、控訴審におきましては、JTAの主張の請求額のうち、一部のみを認める判決が下され、GLH、此下益司氏、並びに当社グループではないその他5社に対し、原告請求額のうち一部 (約7千万U S ドル及び約13万シンガポールドル、日本円で約74億円) を支払うよう命じ、その他 (1億3千万U S ドル (日本円で約137億円) の転換社債相当額及び、その他請求3千万U S ドル相当等) は棄却されました。

当該判決を受けて、JTAに対して2021年1月8日に3,700万U S ドル (日本円で約38億42百万円)、2021年4月1日に1,700万U S ドル (日本円で約18億84百万円) を現金で支払っておりました。また、2021年5月7日に追加で720万U S ドル (日本円で約7億85百万円)、5月10日に125万U S ドル (日本円で約1億35百万円)、7月5日に115万U S ドル (日本円で約1億28百万円) を支払い、残額の996万U S ドル (日本円で約10億98百万円) を7月12日に支払いを完了しました。

当該賠償残高の支払いを完了し、GLHに対して下されていた暫定的資産凍結命令も解除され

ました。この結果、GL及びGLHはグループ事業並びに当社株主利益のために資産を自由に活用することが可能となりました。

2. 今後の見通し

GL及びGLHは資産を自由に活用することが可能となりましたので、今後はグループ事業並びに当社株主利益のために資産を活用してまいります。

また、当該賠償残高の支払いについては、既に連結財務諸表上に負債として計上されており、新たに損失等が発生することはありませんが、負債残高についての会計処理は現時点では確定しておりません。

以 上